

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の1862から1874までの項中

6あり  
-----  
ダサチニウ酸塩水和物、ニロ

を

6あり  
-----  
ダサチニウ酸塩水和物

物、ニロ

に改め、同表の1913から1921までの項中

4あり

-----  
ダサチニウ酸塩水和物、ニロ

を

4

あり  
-----  
ダサチニウ酸塩水和物、ニロ  
ダサチニウ酸塩水和物

に改める。

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件

—  
—